

# 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について（案）

平成 27 年 10 月 1 日

日本証券業協会

## I. 改正の趣旨

本協会では、平成 27 年 7 月 14 日付で「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」を公表したところであるが、同検討計画に掲げる提案事項のうち、「外国投資信託証券目論見書等の提出義務の見直し」については、「『外国証券の取引等に関するワーキング・グループ』（以下「ワーキング」という。）において検討する。」とされたところである。

また、平成 26 年 12 月 1 日に施行された「投資信託及び投資法人に関する法律」等の一部改正において、投資信託の運用報告書が運用報告書（全体版）及び交付運用報告書に二段階化され、運用報告書（全体版）については電磁的方法による提供が前提とされているところである。

これらに関し、ワーキングにおいて検討を行った結果、外国投資信託証券の目論見書等の本協会への提出義務を廃止するとともに、外国投資信託証券の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供時に、運用報告書（全体版）の送付義務を原則として廃止することとする。

## II. 改正の骨子

### (1) 外国投資信託証券目論見書等の提出義務の見直し

代行協会員による、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書及び決算報告書等の本協会への提出義務を廃止する。（第 21 条第 1 項及び第 3 項）

### (2) 外国投資信託証券の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供時における送付義務の見直し

外国投資信託証券の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供時に、当該外国投資信託証券の代行協会員から当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員への運用報告書（全体版）の送付義務を廃止するとともに、当該協会員から顧客への運用報告書（全体版）の送付義務を廃止する。ただし、運用報告書（全体版）が電磁的方法により提供された場合であっても、顧客から請求があった場合には当該運用報告書（全体版）を送付するものとする。（第 21 条第 3 項及び第 22 条第 1 項）

### (3) その他

規則の明確化や表現の統一の観点から、所要の改正を行う。（第 21 条第 3 項、第 22 条第 1 項）

### Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成 27 年 11 月 17 日から施行する。

#### パブリック・コメントの募集スケジュール等

##### (1) 募集期間及び提出方法

###### ① 募集期間：

平成 27 年 10 月 1 日(木)から平成 27 年 10 月 20 日(火)17:00 まで(必着)

###### ② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：[public@wan.jsda.or.jp](mailto:public@wan.jsda.or.jp)

##### (2) 意見の記入要領

件名を「『外国証券の取引に関する規則』の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入の上、御意見を御提出ください。

###### ① 氏名又は名称

###### ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

###### ③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

###### ④ 意見の該当箇所

###### ⑤ 意見

###### ⑥ 理由

以 上

○ 本件に関するお問合せ先 日本証券業協会 公社債・金融商品部（TEL 03-3667-8514）

**「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について（案）**

平成 27 年 10 月 1 日

（下線部分変更）

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p><b>（資料の送付等）</b><br/> <b>第 21 条</b> 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書を当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員（以下本条及び次条において「顧客」という。）に販売しようとする協会員に送付しなければならない。</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>3 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券に関する決算報告書（投信法第 59 条の規定において準用する同法第 14 条に規定する運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面を含む。以下同じ。）その他の書類を、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に送付しなければならない。ただし、運用報告書については、<u>第 32 条第 1 項に規定する方法により当該運用報告書が顧客に提供された場合にあっては、当該運用報告書について請求があった場合に当該協会員に対し送付するものとする。</u></p> <p>4 （ 現行どおり ）</p> <p><b>（資料の公開）</b><br/> <b>第 22 条</b> <u>外国投資信託証券を顧客に販売した協会員は、前条第 3 項に規定する決算報告書その他の書類（以下「決算報告書等」という。）を顧客に送付しなければならない。ただし、外国投資信託証券の発行者が決算報告書等を顧客に送付した場合又は当該外国投資信託証券の代行協会員若しくは当該外国投資信託証券を顧客に販売した他の協会員が運用報告書を第 32 条第 1 項に規定する方法により顧客に提供した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2・3 （ 現行どおり ）</p> | <p><b>（資料の送付等）</b><br/> <b>第 21 条</b> 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書を本協会に提出するとともに、<u>当該外国投資信託証券を顧客又は他の協会員（以下本条及び次条において「顧客」という。）に販売しようとする協会員に送付しなければならない。</u></p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>3 代行協会員は、<u>当該外国投資信託証券に係る決算報告書（投信法第 59 条の規定において準用する同法第 14 条に規定する運用報告書を含む。以下同じ。）その他の書類を本協会に提出するとともに、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に当該書類を送付しなければならない。</u></p> <p>4 （ 省 略 ）</p> <p><b>（資料の公開）</b><br/> <b>第 22 条</b> 協会員は、前条第 3 項に規定する決算報告書その他の書類（以下「決算報告書等」という。）を顧客に送付しなければならない。ただし、外国投資信託証券の発行者が決算報告書等を顧客に送付した場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 （ 省 略 ）</p> |

付 則

| 改 正 案                              | 現 行 |
|------------------------------------|-----|
| この改正は、平成 27 年 11 月 17 日から<br>施行する。 |     |